

航空機の安全な運航を確保するための様々な仕組みにより、国民生活に必要な不可欠な航空交通の安全性を確保するため様々な業務を行っています。

航空機の安全性確保に関する業務

航空機の安全性を確保するために、航空機の**耐空性**や**環境適合性の基準等を策定**すると共に、航空機がこれらの基準に適合しているかを確認するために、機体一機毎に**耐空証明検査を実施**しています。



耐空証明検査:
書類チェック・地上試験のあと飛行試験を実施

国内で製造され、輸出される航空製品の安全性について確認(座席の動的荷重試験)



コックピットに搭乗して、通常の運航では使用されない機能等を検査

新型旅客機の安全審査

約半世紀ぶりの国産旅客機開発は、**政府全体で支援するプロジェクト**となっています。

国土交通省は、**航空機的设计・製造過程について、安全面での検証(型式証明)**を行う役割を担います。



> 我が国で初めて開発するジェット旅客機
 > 今後20年、世界で5000機以上の需要が見込まれる70~90席クラス(リージョナルジェット機)の市場に投入

航空従事者(パイロット・整備士等)に関する業務

質の高い航空従事者を長期的かつ安定的に確保できるよう、航空従事者の養成機関の育成・振興や、外国人の在留資格の緩和など、航空従事者の安定供給のための対策を講じています。



模擬飛行装置による効率的な技能審査



航空整備士の養成

- 主な技能証明の種類
- 定期運送用操縦士
 - 事業用操縦士
 - 自家用操縦士
 - 准定期運送用操縦士
 - 一等・二等航空整備士
 - 一等・二等航空運航整備士

航空会社の指導・監督に関する業務

運航及び整備の方法や体制を具体的に定めた規程類の審査を通じて、必要な情報収集、技術的分析、トラブル等の処置の判断が確実に実施できる能力を有しているかについて書類検査・実地検査を行うことで、航空会社が行う**運航及び整備の安全性をチェック**しています。

航空会社



指導
監督

審査・監査例



飛行中の業務状況の確認



飛行間の業務状況を確認



訓練状況の確認

審査に合格した規程類に従って適切に業務が実施されているかについて、定期的及び随時に本社や運航・整備の現場等に立入検査を行うなど、**専門的かつ体系的な監査を高頻度で実施**しています。

ドローン(無人航空機)や空飛ぶクルマのような次世代技術について、それらを実用化・社会実装するための安全性に係る制度設計を進めるとともに、新たな航空産業の発展に寄与します。

ドローンの利活用

○運用方法に応じたドローンの飛行レベル



- ・近年の**無人航空機**の急速な普及に伴い、2015年に緊急的な措置として無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、**基本的な交通ルール**を策定(2015年12月施行)。
- ・2018年には、離島・山間部での荷物配送の実証実験を実施。**2022年以降の都心部においても無人航空機を荷物配送に活用(レベル4)できるような制度設計を進めています。**

レベル4に向けた制度設計の基本方針

- 機体の安全性の確保
 - : 国等が機体の安全性を設計、製造過程及び実機の検査により認証する制度の創設(機体認証)など
- 操縦者などの技能確保
 - : 操縦者の技能を、学科や実地試験により判定し、証明する制度の創設(操縦ライセンス)など
- 操縦者などの技能確保
 - : 共通的な運航管理ルールを法令等で明確化し規律を強化(飛行計画の通報、事故発生時の国への報告等)など
- 操縦者などの技能確保
 - : 事故発生時に確実に所有者を把握し、原因究明や安全確保のための措置を講じさせるため、無人航空機の機体の所有者・使用者の登録制度を創設 など

空飛ぶクルマの実現

昨今、急に注目を集めるようになった所謂“空飛ぶクルマ”の安全な利活用及び新たな航空産業の発展のため、必要な制度設計を行うべく**2018年には官民協議会にて空の移動革命に向けロードマップを策定し、2023年の実用化を目標**に必要な制度や体制の構築を行っています。

